

No.	質問	回答
1	公立の介護施設も補助対象施設となりますか。	補助対象に含まれます。
2	施設の定員数の基準日はいつになりますか。	令和7年4月1日となります。
3	対象経費を「食材料費等」としているが、「等」はどのような経費を想定していますか。	施設における食事提供に係る食材料費の他、例えば、食事の準備を外注している施設などが考えられます。
4	セントラルキッチンの利用など、食事の準備を委託している施設も対象となりますか。	対象として差し支えありません。
5	食事提供に係る職員の賃金も対象経費に含めてよいですか。	施設職員の賃金に充てることはできません。 基本的には食材料費を補助対象経費としており、食事の準備を委託している施設についてはその経費を対象として差し支えありません。
6	定員1人あたり1.8万円の補助上限額となるが、食材費について、利用者負担を行っている施設は、食材費の購入費から利用者負担額分を差し引く必要がありますか。	本事業は緊急的な支援の一時金として、サービス継続のための経費を補助するものであり、利用者負担額分を考慮する必要はありません。
7		
8		